

## 奈良県営水道企業管理規程第三号



次に掲げる企業管理規程は、令和七年三月三十一日限り廃止する。

- 一 奈良県布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する規程（平成二十四年三月奈良県営水道企業管理規程第六号）
- 二 奈良県水道用水供給規程（昭和四十五年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）
- 三 奈良県水道局事務分掌規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第一号）
- 四 職員の職の設置等に関する規程（昭四十二年四月奈良県営水道企業管理規程二号）
- 五 奈良県水道局標準的な職を定める規程（平成二十八年三月奈良県営水道企業管理規程第三号）
- 六 奈良県水道局職員就業規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第五号）
- 七 県営水道の業務に従事する企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第三号）
- 八 県営水道の業務に従事する会計年度任用職員の給与等に関する規程（令和二年三月奈良県営水道企業管理規程第九号）
- 九 奈良県営水道旅費規程（昭和四十三年五月奈良県営水道企業管理規程第七号）
- 十 奈良県水道局職員安全衛生管理規程（昭和六十三年六月奈良県営水道企業管理規程第三号）
- 十一 奈良県営水道会計規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）
- 十二 奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）
- 十三 奈良県水道局行政財産の使用料に関する規程（平成十九年八月奈良県営水道企業管理規程第二号）

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真